

事務連絡  
令和2年2月27日

居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所 各位

杉並区介護保険課

## 居宅介護支援事業所における新型コロナウイルスへの対応について

介護支援専門員が、新型コロナウイルス感染症への対策として、利用者または家族から訪問を拒否された場合の取扱いについて区の考えを整理しましたので、以下のとおりご対応ください。

### 1 モニタリング

利用者の希望により訪問を拒否された場合は、「特段の事情」に該当するとして減算をしなくてもよいこととする。

ただし電話等により可能な限り、利用者の状態の把握に努めること。

### 2 サービス担当者会議

利用者の希望により訪問を拒否された場合は、最小限の人数で開催できないか等の確認をした上で、それでも拒否された場合は「やむを得ない理由がある場合」に該当するとして、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにすること。

### 3 アセスメント

面接の趣旨を利用者及びその家族に十分に説明し理解を得た上で、利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接して実施してください。

十分に説明してもなお利用者及び家族の同意が得られず、利用者の希望により訪問を拒否された場合は、電話等による聞き取りでアセスメントを実施することとしてもやむを得ないが、新型コロナウイルスの感染流行が終息した後に改めて訪問し、利用者及び家族と面接し、再度アセスメントを実施すること。この場合は減算をしなくてもよいこととする。

※1～3のいずれの場合についても、利用者宅を訪問できなかった理由を支援経過等に記録をしておくこと。

※介護予防支援事業所についても、同様の取扱いとします。

杉並区保健福祉部介護保険課

電話 03 (3312) 2111

事業者係 内線 1335

給付係 内線 1334

指導係 内線 1314